

議案第 1 号

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 24 年 4 月 1 日から千葉県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち公平委員会に関する事務に銚子市を、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等の事務に松戸市を加えることに伴い、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。